

第105回

京都市大規模小売店舗立地審議会

議事録

日 時：平成22年3月29日（月）

午後2時～午後4時15分

場 所：ウイングス京都 2階セミナー室B

開 会

●事務局 本日は委員の皆様方におかれましては、年度末の大変お忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。ただ今から、第105回京都市大規模小売店舗立地審議会を開催させていただきます。本日の委員の方々のご出席状況でございますが、8名の委員にご出席賜っております。したがって、京都市大規模小売店舗立地審議会条例第5条第3項の規定により、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。

それでは審議にあたりまして、堀池商工部長から一言ご挨拶をさせていただきます。

●堀池部長 本日はお忙しいところありがとうございます。今回の審議会につきましては、(仮称)ジョーシン山科大塚店並びにスーパーセンタートライアル久世橋店の届出者説明、そしてベルタウン吉祥院店(仮称)の答申案検討でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

●事務局 それでは、お手許の資料の確認をさせていただきます。審議会次第、資料1「(仮称)ジョーシン山科大塚店検討資料」、資料2「スーパーセンタートライアル久世橋店検討資料」、資料3「ベルタウン吉祥院店(仮称)に係る審議会要求資料」、資料4「ベルタウン吉祥院店(仮称)答申案」、資料5「(仮称)京都ヨドバシビルに係る市意見」、資料6「立地法に係る計画一覧」、以上の資料を用意しております。また、ロイヤルホームセンター京都横大路に関しますBGMと駐車場利用実態の報告書を席上に配付させていただいております。さらに、5月の日程調整表もあわせて置かせていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。今日は傍聴の方がおられませんので、早速、審議会を始めたいと思います。市川会長よろしくお願いいたします。

議 事

1 平成21年10月届出案件「(仮称)ジョーシン山科大塚店」に係る届出者説明

●市川会長 それでは、これより第105回京都市大規模小売店舗立地審議会を始めます。議題1「平成21年10月届出案件 (仮称)ジョーシン山科大塚店」ですが、前回の審議会京都市から諮問を受けておりますので、届出の計画概要について事務局から説明をお願いします。特にご異議がないようでしたら、引き続き届出者説明にまいろうかと考えますが、よろしいでしょうか。

—— (異議なしの声) ——

●事務局 事務局からご説明申し上げます。お手許の資料をおめくりいただきまして、1ページは目次、2ページは意見書と地元説明会についての報告でございます。住民の方々からの意見書の提出はございませんでした。地元説明会における意見等の概要は、次ページの説明会等実施報告書を御覧いただきたく存じます。質疑の内容としましては、建物工事の関係と売場に関する話でございまして、新たな出店に関する周辺部への影響についての質疑は特になかったという状況でございます。

引き続きまして5ページからは周辺の現況を撮影いたしております。撮影日時は3月5日の夕方4時から5時でございます。今回の出店計画地は、この地図でもございましており国道山科大塚ということで、国道1号線と府道35号線がちょうど交わる三角地でございます。以前は飲食店であったところを今回事業者が土地を取得されて店舗を建てるというものです。写真の1番は、大店立地法には店舗建物の建築についての制限はございませんので、すでに進捗している状況を示しております。写真の2番信号待ちにより車が並んでいる状況でございます。

6ページでは、国道1号線沿いの状況をさらに細かく写しております。写真の5番と7番は写真の2番と同様に信号待ちをしている状況です。7ページにつきましては、店舗敷地の南側の細い道周辺を撮影いたしております。写真の10番は自動車の出入口、写真の12番は荷さばきの出入口の予定の場所、写真の13番は荷さばきの出入口の前でございます。写真の14番、15番は道路状況を撮影いたしております。

さらに8ページは、店舗の東方面におきます、来店客車両の経路における交差点の状況ということで撮影いたしております。夕方4時から5時までという時間帯でしたが、やや車は少なめという状況でございました。現況写真ということで簡単にご確認いただいたところですが、本日届出者説明が終わりまして審議会が終了後、審議会委員におかれましてはご都合がつかれる限りにおきまして現地視察をお願いしているところでございます。以上でございます。

●市川会長 それでは、議題1「平成21年10月届出案件（仮称）ジョーシン山科大塚店」に係る届出者説明です。担当の方に入ってくださいますので、事務局お願いいたします。

——（（仮称）ジョーシン山科大塚店担当者入室）——

●事務局 それでは自己紹介のあと、着席のままで結構ですので説明をお願いいたします。

●ジョーシン（尾崎） 上新電機で店舗開発をしております尾崎と申します。よろしくお願いたします。

●ジョーシン（西村） 私は泉州繊維産業株式会社の西村といたしまして、大店立地法の手続のお手伝いをさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

では、説明は私のほうからさせていただきたいと思います。どうかよろしく申し上げます。お手許にお配りしております出店計画説明書に基づきまして説明を順次行いたいと思います。まず店舗の概要を簡単に説明させていただいて、そのあと交通・騒音などの配慮事項の説明をさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

まず設置者でございますが、設置者は上新電機株式会社でございます、小売を行う者も上新電機でございます。お店のほうも上新電機が単体で出るものでございます。場所は山科のほうでございます、お手許の出店計画説明書に広域見取図が添付図面の1ページに入っておりますのでそちらをご覧ください。JR山科駅から1.5キロほど南東のほうに下ったところで、1号線に面しております。もう1枚めくっていただきますと周辺見取図がカラーで入っております。こちらのパネルでご説明させていただきます。これは周辺見取図で、2ページのものと同じものです。白黒になっていますが、真ん中に計画地と書いていまして、北側に国道1号線が走っています。こちらの台形のようになったところが計画地で、道路としましては、国道1号と市道山科大塚緯11号線に面しております。こちらの土地にジョーシン山科大塚店を2階建てで建てたいと思っております。

どういったお店にするかといいますと、もう1枚お手許の資料をめくってもらいますと配置図が入っております。配置図のほうもパネルで説明させていただきます。建物は、ピロティ方式で1階が駐車場で、2階が売場になります。こちらが国道で、こちらが平面自走式の駐車場になっています。こちらに売場とちらっと書いていますが、こちらにエスカレーターとかエレベーターがございます、こちらから店舗の2階に上がるということになっております。ここが駐車場でございます。平面駐車場に64台お客様用として設けたいと思っております。駐輪場のほうはこちらとこちらに、こちらにも駐輪場を設けるという計画です。自動二輪の大きなバイクを置くところはこちらを考えております。

平面的な話で、荷さばきとか廃棄物保管庫の場所もお知らせします。荷さばき施設は南側のこちらに設けて、廃棄物保管庫もその隣に、ピロティのかかったこちら側に廃棄物保管庫を設けたいと考えております。駐車場は64台と申しましたが、この64台につきましては立地法の必要駐車台数を満たしたものになっています。

続いて2階でございます。2階部分はお手許の資料を見てほしいのですが、売場部分が1,707平米になっています。緑で塗られているところがすべて売場です。1階の一部の売場と両方合わせますと、売場面積は1,775平米を確保しております。

もう一度平面に戻りまして、駐車場がこちらにございまして、駐車場のお客様の車の出入口は北面国道側に1箇所、市道側に1箇所の2箇所考えています。左折イン・左折アウトの案内をしたいと考えていまして、こちらのほうの誘導の計画でございますが、お手許の資料の断面図をめくってもらって6ページに広域図面が入っています。この広域図面を見ますと、真ん中に計画地がありまして、約3キロを商圈域と考えていまして、この3キロ圏の人口世帯数を調べまして、それぞれの主要道路からアクセスしていただくというふうを考えております。それ

ぞれの世帯数で割って割合を出したものが、右の上に記載している割合でございます。

もう少し近場の図面でいきますと、もう1枚めくってもらいますと7ページに平日の狭域図がございます。9ページには休日の狭域図が入っています。それぞれ台数が違うだけで同じ方面別を記載しております。大店立地法の指針で台数を計算しますと、休日は590台、約600台が1日にやって来るのではないかとという予測になります。ピーク時間あたりにしますと休日は85台、平日で49台、約50台がこちらのほうに来るのではないかとということになります。計画地はこの案内図でしたらこちらでございまして、西のほうから来る車につきましては国道を東に進んでいただいて、山科大塚の交差点を経由して南側の入口から入っていただくというような案内を考えております。北のほう、滋賀のほうから来る車につきましては1号線を経由しまして国道からダイレクトに入っていただくというような考えをしております。帰っていく車でございますが、西のほうから来た車については南から入っていただいて北から出てそれぞれに帰ってもらうという案内を考えております。ただ、滋賀のほうから来る車につきましては1号線で右折することができませんので、南の出入口から出ていただいて東に向かって帰っていただくというような案内を考えております。

これにつきまして、平日・休日の発生交通量を現状交通量に上乘せをしまして、山科大塚の交差点と大塚丹田の交差点、もう一つこちら側の北溝町の西側の交差点、この3箇所で交通量調査を実施しまして飽和度を算出したものを出店計画書のなかに入れております。出店計画書の8ページに調査地点図がございます。9ページ、10ページ、11ページ、12ページにそれぞれの交差点での現況の交通量プラス将来の交通量を入れております。12ページのいちばん下にピーク時の飽和度をそれぞれ記載しております。それぞれ基準値を下回っているということで今回届出をさせていただいたということでございます。

交通のほうの配慮事項でございますが、駐車場内の出入口付近に案内看板を設置して、車両のスムーズな誘導を図りたいと思っております。案内につきましてはホームページとかオープン時の新聞広告のチラシなどにも入れまして、皆様に案内していきたいと考えております。

計画地の南側は小学校の通学路になっているということもございまして、ここの出入口につきましては路面表示で「止まれ」の表示をすとか、看板で左右安全確認などを呼びかける注意看板を設置したいと思っております。交通整理員もそれぞれの出入口にオープン時・繁忙時につきましては配置しまして安全対策に努めたいと考えております。交通は以上でございます。

続きまして騒音のほうについてご説明させていただきます。出店計画書の19ページから後ろにいろいろと騒音のところを記載しています。まず室外機の置き場ですが、室外機は屋根上に固めて集中的に置きたいと思っております。これは騒音発源地図の屋上階のものでございまして、これよりも騒音予測報告書をご覧いただいたほうがいいかと思っております。報告書のいちばん後ろにこういった図面が入っています。こちらの画面は白黒ですけど同じものです。室外機は西側の、ここはポコッと飛び出ているのですが、こちら側に配置したいと考えております。なぜここに配置するようになったのかといいますと、これは断面図です。この断面図もお手

許の資料のなかにあります。南から見た立面図を見てほしいのですが、屋根がこういうふう
下がっておりまして、この部分だけ落ち込んだ状態になっていて、ここの中にすべて室外
機を入れて、当然外からも見えないように囲みまして、ここに室外機を置くというふう
に考えています。そういった配慮もさせていただいています。

ここに室外機を置きまして、ピロティー内を走る車の音とか廃棄物保管施設へ来る車の音と
か、そういったものをすべて合算して等価騒音レベルの予測をしています。予測をした場所
ですが、それぞれA・B・C・Dと4箇所で予測をしていて、北側につきましては、等価騒
音レベルですので道路の向かい側のこちらまで予測させていただきました。なぜここにしたか
といいますと、前には住居がないのですが、出入口がここにある関係でいちばん高くなるのは
ここだったのでここで予測をさせていただきました。こちらのBは、この上にちょうど室外機
が載っていますので、ここがいちばん高くなるのでここにさせていただいております。南面
につきましては2箇所させていただいております、出入口の前と荷さばき施設の前というこ
とで、それぞれ南側には住居がございまして、その住居への影響をみるためにこちら側のCとD
でとらせていただいております。出入口の前に2階建ての住宅がございまして、こちらの場所
と、こちらに4階建てのマンションがありまして前は駐車場になっているのですけれど、こ
への影響ということでこちらもとらせてもらっています。東側につきましては、飲食店がござ
いまして、こちらは工場がございまして、民家はこのあたりまでないので予測地点はとって
いないということでございます。

それぞれA・B・C・Dで予測した結果でございますが、出店計画概要書の22ページに一
覧表が入ってまして、予測地点、基準値、予測した結果を記載しております。ここは近隣商
業地域と第二種中高層住居専用地域ですが、それぞれ基準を満足する結果になっています。今
回は最大値の予測はしていませんが、上新電機さんの営業時間は朝の9時から夜の9時半ま
での営業で10時以降は営業活動が何もございませんので、等価騒音のみの予測になっていま
す。

騒音のほうの配慮事項としましては、こちらのほうの窪んだところに見えないようにしまし
て室外機を置くという配慮をさせていただいています。そのほかにも、室外機などは定期的
に点検などをしてガタツキ音などの防止に努めたいと考えております。搬入してくる車など
については、センター便がほとんどですけれど、騒音抑止の意識を高める教育をしていき
たいと考えております。以上が騒音についての説明でございます。

あと、廃棄物等についてのお話でございますが、出店計画書の25ページ以降に記載して
おります。廃棄物保管庫は当然指針の基準を満足する廃棄物保管庫を考えております。段
ボール、空き缶、空き瓶、発泡スチロールなどは分別してリサイクル業者に引き渡す。廃
棄物保管庫については扉付き密閉型の保管施設を採用しまして、廃棄物の散乱など悪臭が
出るとかそういったことがないように運営していきたいと考えております。以上が概要の
説明でございます。どうもありがとうございました。

●市川会長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の説明につきまして、委員の皆様方からご質問、ご意見をいただきたいと思います。

●入江委員 ご説明ありがとうございました。二点ほどお伺いします。まず添付図面3-1「建物配置図兼1階平面図」の南西に設けてある荷さばき施設、この三角形では狭いように思いますが、そのことについてお伺いします。

もう一つは、17 ページに戻っていただいて、荷さばき車両及び廃棄物収集車両の時間帯が重なっています。9時から10時と20時から21時の2回です。ご存じのように南側の市道山科大塚緯11号線は交通量が多いように思われます。御社も荷さばき車両及び廃棄物収集車両の時間が重ならないように配慮されていると思いますが、交通渋滞によって2台が重なることも考えられます。もちろんそのことも考慮されて17ページの下から2行目に書かれていますように、「従業員が安全を確認し車両を誘導する」とのことですが、その点について具体的にお聞かせ下さい。

●ジョーシン（西村） まず荷さばきの三角形というのはこのことですね。これが狭いのではないかということですが、狭いというのは、おそらくここを転回して帰るのだったら狭いと思いますけれど、実はそうではなくて、ここににつきましては、こちらから入ってきまして、こう入ってここで降ろします。そしてこう出ていきます。ですので、ここで停まって降ろしてということは十分可能だと思っています。

●入江委員 例えば廃棄物車両が停まっていて、ほかの車両と重なった場合のことをお聞きしているのです。2回重なっています時間帯があります。

●ジョーシン（西村） 廃棄物収集車両のここに書いている一台一台が重なっているというのは、まだ実は業者も確定してなくて、業者が確定しますと、これまでのジョーシンのお店もそうなのですが、重ならないように時間帯を決めていただいて、それと荷さばきする車両はセンター便が入るので、上新電機さんのセンターから持ってくるものなので、その時間帯をずらして入るようにします。

●入江委員 先ほど申しましたように交通渋滞などがございますから、廃棄物収集車両が停まって重なった場合は非常に狭いように思われます。山科大塚緯11号線はかなり交通量も多いように視察しまして思いました。17ページの下から2行目に書かれていますように、御社では従業員が安全を確認して車両を誘導されるということですので、それはどういうふうにされるのか具体的にお聞かせください。先ほど繁忙時には交通整理員が出られるといわれましたね。繁忙時だけ交通整理員が配置されるのですか。

●ジョーシン（西村） 交通整理員が誘導するというのではなくて、当然センター便なので入ってくる時間はわかりますので、先生がおっしゃるように、ここで渋滞していなくてもどこかで渋滞して重なるということは十分考えられます。センター便が来たときに廃棄物を収集する時間が一定決まっておりますので、そこでもし次の車両が入ってきた場合は、当然ここをパスして一旦回るということになると思います。

●入江委員 従業員が安全を確認して車両を誘導されるということは結局、停まっていたらということですか。今おっしゃっていることと書かれていることが少し違っていると思いますが。

●ジョーシン（西村） センター便が来たときには今どこどこまで来たというのがわかるので、そのものがバックヤードから降りてきまして先に進ませるといことです。

●入江委員 事前にわかるのであれば、なにも安全を確認して車両を誘導される従業員が必要ではないのではないですか。わざわざ 17 ページの下から 2 行目に書かれていますよね。場所的に狭いので、交通量が多いとき渋滞したら困るなどと思います。

●ジョーシン（西村） わかりました。ここに書いてあるのは突発的なそういうときのこのことを書いているのではなくて、べつに詰まっていなくても、ここは通学路というのがわかっているのです、実はこれは 9 時からにしているのは、小学校さんと話をすると皆さんだいたい 8 時半までに通学されるということをお聞きしたので、ではこの道は 9 時以降にしましょうかということで 9 時にさせてもらって、それでもなおかつ通学する時間がずれるときがあったら、こういうところに配慮して、センター便なら時間がわかるので、そこで人を出しましょうかという話になっていて、突発的な話ではないのです。

●入江委員 4 回も重ならないときがありますのに、どうして重なる時間帯にされたのでしょうか。例えば 12 時、14 時及び 18 時からなどでは重ならない時間が 4 回もありますのに、あえてされた経緯がわかりません。

●ジョーシン（西村） そこまで配慮が足らなかったかもしれませんので、廃棄物収集車両についてはまだ業者も確定していないので、業者が決まればこの空いている時間で来てもらえるようにさせていただきたいと思います。

●入江委員 なぜこのようなことをお尋ねしたかと申しますと、2008 年に本審議されました御社の京都九条烏丸店の搬出入車両の出入口は現在封鎖されて利用者のための駐車場出入口

から利用されるという、当初とは異なった利用方法をされていることもありましてお聞かせいただきました。

●ジョーシン（西村） わかりました。

●入江委員 京都九条烏丸店については現在封鎖されていますので、その件については改めてご検討願ったらと思います。次に付帯意見としてお願いなのですが、同じ図面の駐車場についてです。店舗の出入口付近の駐車ナンバー2と3は障がい者も利用できる幅3.5メートルのスペースが確保されていますが、国際シンボルマークは車椅子マークなので、車椅子のためのスペースと誤解される関係者の方もおられるのです。利用者である内部障がい者が注意を受けたり、他の利用者から白い目で見たりすることもあるのです。ですから可能な限りすべての利用者が利用しやすい駐車場として、国際シンボルマークの近く、もしくは隣りでもいいのですが、内部障がい者も利用しやすいようにハート・プラスマークの標識をご検討願いたいと思います。それはご配慮願ったらということです。ご存じのように内部障がい者のスペースは健常者と同じです。

●ジョーシン（西村） ありがとうございます。配慮したいと思います。

●松井委員 今ちょうど荷さばきの話が出ましたので、17 ページでは6時から荷さばき可能とされておられるのですが、今のお話ですと学校の関係もあるので9時以降にされるということなので、これは9時と読み替えて大丈夫ですか。

●ジョーシン（西村） これは事務局さんともいろいろ話をさせてもらっていたのですが、実は6時からにしてほしいのです。これはなぜかという、通常営業になりますと9時からになりますけれども、突発的な荷さばきを入れるということもございまして、ディスプレイを急に変わるとか、年末商戦とかで品物を急に持ってこないといけないことになった場合は6時台とか7時台にも入る可能性があるんで、可能性として置いておいてほしいというのがこちらの思いです。

●松井委員 そうなるときに荷さばきの場所のわりと近くにお宅があるのですが、計算値からいくと61dBが建物が両方にありますからたぶん70dBを超えると思います。そういうような状態でやられるということは、お宅にもよりますけれども6時に起こされるということが起こると思うのですが、それへの対策を考えていらっしゃいますか。

●ジョーシン（西村） 6時台というのはほとんどないと思います。なぜかという、ここは人が中にいないと荷物を受け入れない状況になりますので、6時にここに人が来るというのは

なかなかないのでおそらく7時以降になると思いますけれど、今は9時からと書いていますが、7時とか8時には来る可能性がございます。

●松井委員 そうするとこの道は通学路に使われているので、それはどうされるのですか。

●ジョーシン（西村） もし年末商戦のときに突発で入れる場合は、だいたい子どもさんが休みの日とかにしたいと思いますけれど、そうなったときは従業員がここの前に出まして安全確保をしたいと思います。

●松井委員 指針では6時から昼間にかまわないとなっていますが、これの根拠はまったくございませんので、例えばお隣の家が6時からガチャガチャやられたら普通は怒りますよね。同じようなことにならないように、もし早朝7時台に物が入るというのがわかっているならば事前にお向かいの家に何かおっしゃるとか、そういうような対策、あるいは事後どうでしたかとか、そういうことをやられることを強くお勧めいたします。だいたい年1回とか2回でもダメという方はダメですから。

●ジョーシン（西村） 説明のなかではなかったのですが、住民説明会をやったときに数名の方が来られていまして、説明会のなかではあまり話がなかったのですが、ここの出入口の前の方とか、こちらの方、そしてこのマンションの方とか、あと説明会にはこのへんの方はいらっしやなかったのですが、実はフェンスを建てるにあたって住民さんといろいろ話をして、目隠しにしようとか、ネットフェンスにしようとか、高さはこれくらいにしようかという話をして工事を進めていまして、結構対話を何回かしております。ここの荷さばきについても、こちらに荷さばきがあることも一定のご理解をいただいていますので、そのときについては事前にお知らせをしていきたいと思っておりますので、こちらの方とは皆さん対話していい関係を築いていますので、オープンしてからもその関係を築いていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

●竹原委員 廃棄物施設のことで少しお伺いしたいのですが、22 ページのところですが、廃家電の引き取りということで、ほとんどお客様のところへ行って引き取ったものが業者のほうに来るということですが、ほとんどということですから、多少はお客様が持ち込まれた廃家電があるように思います。ここに「別途、廃家電置き場を設置し」と書いてあるのですが、別途というのはどこかということがお決まりでしたら教えていただきたいということと、それと他店舗でしたらどのくらいの持ち込み量があるのかということ、もし持ち込まれた場合にそれをいつ業者にどれくらいの感覚のタイミングで引き渡すかということをお教えいただきたいと思ひます。

●ジョーシン（西村） 廃家電置き場につきましては、2階に売場がございまして南側がバックヤードになっていまして、場所はまだ決めていないのですけれど、お客さんが持ってくるものは、ノートパソコンが壊れて結局使えないから修理ではなく新しいのを買おうということでお渡ししたりするので、すべてバックヤードのなかに置きます。場所はどこかにスペースを決めて置くことになると思います。その廃家電につきましては、ここから業者に渡すのではなくて、一旦上新電機のセンターに持って行ってまとめて廃家電の業者さんに渡しますので、搬入時に持っていけるものはそのまま持っていくということになります。ということで廃家電は毎日なくなりますから、廃家電置き場に決めているといっても一時的に置いているだけで、すぐなくなるということになると思います。

●宇野委員 交通の関係から三点ほど伺います。まず一つは、このなかに従業員駐車場という記載がございしますが、具体的にはどの場所に設けられるのでしょうか。64台は内数なのか、それとも外数なのか。外であるならばどこにあるのかということをお聞かせください。

●ジョーシン（西村） 配置図でいきますと、台数は「除く」なので64台がお客様用で、従業員用はそれとは別です。見つらいかもしれないのですが、こういう点々とハッチングしたところがいちばん入口から離れていて使われにくいので、そこに7台分を考えています。

●宇野委員 二つ目は、今回は法の定めでは飽和度の計算もしていただくということになっていますが、先ほど事務局から冒頭にもお話がありましたが、この区間は結構渋滞がございまして、東野という大きな交差点がありまして、そこから先詰まりもかなりあるということで、今回ご報告いただいた飽和度が確かに0.9を下回っているのは間違いないのですが、その調査をされた前後、あるいはその当日に渋滞をしている状況があったかなかったかというところが、まず一つです。

それに関連しまして、いちばん気になっていまして、左折入出庫が原則なのですが、右折入出庫をどうやって排除していくか。特に渋滞時によくいわれるサンキュー事故的なもので例えば右折で入庫される場合にすり抜けてきた二輪車とぶつかるということが、特にカーブ区間にお店がございまして、そのあたりが懸念されるものですから右折入出庫をどう抑えていけるか。その前段として渋滞の状況等はいかがでしょうかということで、これが二つ目です。

●ジョーシン（西村） まず右折入出庫の排除ということですが、これは国道側も市道側も両方ですけれども、右折入庫の防止ということで案内看板を入れたいと思っています。こちらのほうは国道2車線をまたいで右折するというのが、実はここで右折しようと思ってもなかなか難しいのですけれど、ここに注意喚起の看板を立てると、繁忙時の整理員は100%ではない

かもしれないのですけれどそのあたりで抑えていきたいと思っています。実はここにポストコーンという話もあって、実はジョーシンのお店は結構ポストコーンが立っているところが多くて、今回もそういう話があったのですが、消防署がここにありまして緊急車両が、ここは渋滞というか待ち行列が長いのでパスしていくのにゼブラを走るといふことで、そうなるちょっとという話があったので、どうしても今回は看板等でのサインになります。

こちらの市道のほうからという話になると、そこも立てるところではないので、ここも注意喚起の看板程度になるかと思えます。こちらから来る車がこのなかを走ってこう来るというのは、知っている人でないと来ないということも思っておりますので、こちらとこちらともゼロ%にならないかもしれないですけども、そういったことで案内をしていきたいと思っているのが現状です。

待ち行列でございますけれども、実は待ち行列の長さを測ったのではなくて、ここの大塚の交差点から待ち行列が長くなってしまっていて、先生がおっしゃるように先のJRから降りてきたところの交差点から、その信号現示がどうしても国道側が少ないもので、そこからの待ち行列が延びています。ここで夕方の4時から7時半まで最後尾の列が1回で抜け出られるかどうかという調査をしましたら、だいたい4時台で6割程度は抜けました。でもおっしゃるように4割程度は1回では抜けられません。5時台は少なくなりましてほぼ8割程度が1回で抜けています。6時台も同じ8割から7割程度は1回で抜けている。7時になるとほとんど抜けてきます。待ち行列が長いという状況は調査した段階からわかっておりまして、今回の届出のなかにも飽和度の計算をさせていただいております。だから0.9を下回っているからガラガラだよということではなくて、混んでいるという状況も踏まえて、届出では繁忙時と記載していますけれどもこの交通整理員については、オープン時は常駐していますけれども、状況を見ながらもっと頻度を上げて立てていくということも考えております。

●宇野委員　そういう認識をしていただいているということですから、それに応じた努力をお願いします。

最後にもう一点ですが、入店経路の設定が左折イン・左折アウトをさせようと思うとこうなるのかなと思うのですが、かなり経路が、例えば添付図面の5-2を拝見しますと、南側からの交通をかなり北東側に振った感じを出してしまうということになりますので、実際に地元の方が多くいでしょうから地元のことをご存じの方はなかなかこういう回り方をしないのではないかと思います。届出上はこうやらざるを得ないという、多少そのへんに歯がゆいところを感じますが、そのなかで山科大塚の交差点というのは例えば南側から奈良街道を上がってきたときに、右折でこの市道に入ることは交通上は認められていない箇所ですか。

●ジョーシン（西村）　規制はかかっていなくて、曲がることは可能です。でも、ここを右折するのは、普通の右折ではなくてもう一つ中に入る右折をするというのはかなり勇気がいると

思うので、これは案内してはダメだと思ひまして、このようにさせてもらっています。たぶん現地へ行ってもらおうとわかると思ひますが。

●宇野委員 何となく想像はついているのですけれど。南側の交通を外環状と国道1号を使われなかったのは何か理由がありますか。JRから下りてくる道の交通で、外環状というのは主要道路ですからこれから出てきて、右折で出て市道に入というのが一般的かなと思ひます。

●ジョーシン（西村） 幹線という観点からはこちらですが、山科大塚の交差点より南の方で奈良街道より東の方はおそらくそっちよりもこちらのほうが現実的かなと思ひまして、ここにさせてもらっています。

●辻委員 一点教えていただきたいのですが、住民の方々に説明会をされたときに出席者の質問に対して、「1階の売場部分にはエスカレーターやエレベーターのあるフロアです。ここにはパンフレット等を置く予定です」というお話ですけれど、「パンフレット等」になっているのは、パンフレット以外に何を具体的に置くものがあるのか想像できなかったので教えていただければと思ひます。

●ジョーシン（西村） パンフレットとか、カートも置く可能性があるなというところですが。特にないのですけれど、ここにカートを置いてしまうと売場になるので、パンフレットとか営業に関するものを置きますよということで売場に入れさせてもらっています。

●辻委員 廃家電はバックヤードに置くということですから、それ以外のものは「等」のなかに含まれないのですよね。

●ジョーシン（尾崎） 状況に応じて季節ごとの販促ポップ類を置かせてもらう場合もありますが、商品を展示して販売するようなスペースはないと思ひます。

●松井委員 交通の話で、山科大塚の交差点はUターンはしんどいのかもしれませんが右折はできるのですね。そうするとそのまま県道35号線のほうに入られるのではないですか。ここを選ばなかった理由は何かあるのでしょうか。帰るほうは、特に北東に帰られる方がグルッと回るといふのはあり得ないので。

●ジョーシン（西村） ここから出て、こうではなくてこう回ったらどうだということですか。

●松井委員 ここを出て、山科大塚のところを右折して 35 号線をそのまま北上というルートを使われるのではないかと思うのですが、これを選ばれなかった理由は何でしょうか。

●ジョーシン（西村） これは現地に行ってもらおうとわかるのですが、大塚のこちらからの車は信号が向いているのがないのです。でも交差点の中に入っていくのですけれど。私どもも本当は出ていく車はこちらから出したくて、この間だけ使えるようにすればこちらのことがなくなるのでよかったですのですけれど、こちらから出ていった車は、国道 1 号が東へ向かう車については信号が向いているのですが、ここについては信号が向いてなくて、こちらが青のときに出ても、こちらが青のときに出てもよくて、いいということはないのかもしれないのですけれど、するすると中に入って行って全赤のときに出るとか、合間を縫って出るしかないのです。

●松井委員 信号がそもそもないのですね。単に 1 号線に合流できる車道みたいになっているわけですね。わかりました。

●ジョーシン（西村） ここが使えると一番よかったとは思っているのですが、使いづらいということがありましたので断念しました。

●市川会長 それでは、すでに事務局からご説明もありましたように、本日審議会終了後、現地調査に向かいたいと思いますのでよろしくお願いします。（仮称）ジョーシン山科大塚店の担当の方には、また現地でご説明等よろしくお願いします。

追加資料請求の有無についてお伺いします。何か追加で資料がございましたらご発言願います。特にございませんか。

それでは、これをもちまして（仮称）ジョーシン山科大塚店の届出者からの説明を終了いたします。担当の方どうもご苦勞様でした。

——（（仮称）ジョーシン山科大塚店担当者退室）——

2 平成21年10月届出案件「スーパーセンタートライアル久世橋店」に係る届出者説明

●市川会長 続きまして、議題 2「平成 21 年 10 月届出案件 スーパーセンタートライアル久世橋店」であります。こちらでも前回の審議会で京都市から諮問を受けておりますので、届出の計画概要について事務局から説明をお願いします。こちらでも同じように特にご異議がないようでしたら、引き続いて届出者説明に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

——（異議なしの声）——

●市川会長 では事務局から説明をお願いいたします。

●事務局 事務局からご説明申しあげます。お手許の資料の9ページからでございます。9ページは目次、10ページは意見書及び地元説明会の概要でございます。意見書につきましては提出がございませんでした。地元説明会における意見等の概要でございますが、11ページ、12ページが報告書でございます。実際の質疑では、荷さばき作業を含む騒音対策の話、地元への対応の話、駐車場及び駐輪場に関わる安全対策の話がありました。12ページには事業者の回答部分もございますが、地元に対して再度きちんと説明しますということで「持ち帰り検討し、回答します」という内容が多くなっております。これを踏まえまして事業者としましては、地元説明会が終わってからあと何度かにわたりまして地元のほうと説明会を催すなり調整をされています。その後の協議内容につきましては届出者説明であるかと思いますが、地元説明会での話を踏まえて、その後も定期的に地元と会合をもたれて協議を続けていると聞いておりますので、地元説明会における説明が不十分のまま終わっている訳ではないと事務局として理解しております。

続きまして13ページでございますが、周辺の現況写真でございます。撮影日は3月9日夕方4時から5時の状況で雨が降っておりました。通行車両が混雑すると思われる夕方の状況を把握する必要があるかと考えました。13ページには店舗の外観、14ページは店舗の出入口の状況です。写真の6番、7番、8番につきましては店舗そばの住居の状況でございます。15ページの写真の9番、10番は店舗南側の出入口付近ということで、写真の13番と14番は周辺道路の状況を撮影しております。なお、写真の12番は本件事業者が居ぬきで前事業者と交代する形で入居する前から駐輪場として活用されてきたところですが、撮影時には雨でしたので特に駐輪場の利用がなかったという状況です。なお、本件は夜の12時までの時間延長となっておりますが、事務局としましては周辺環境への影響について特に配慮が必要と考えまして、まずは地元との協議を必ずもって不安や要望にどのように応えていくか、応えていくことができるかをキチンと見極めるよう求めてきたという経過がございます。事業者として地元へのアンケートを通じて地元要望把握に努めるという対応がなされてきたところですので、その点も含めまして説明があるかと存じます。夜間の遅い時間までの営業に関しましては、大店立地法では営業時間そのものに対して枠をはめるという対応を認めていない関係から、事業者からの実施要望があった場合、事務局としましては一律にダメという対応をしてきた訳ではございません。まずは、周辺環境への影響を踏まえた必要な配慮ができるかどうかという視点から事業者と協議に入ることとなりますが、店舗近隣に住宅が多いという京都の地域状況等も踏まえたうえで適切な対応をしていくよう事業には常に求めてまいりました。今回もそうした趣旨を踏まえた経過説明も事業者からあるかと存じます。以上でございます。

●市川会長 それでは、引き続きまして届出者からの説明に入りたいと思います。スーパーセンタートライアル久世橋店の担当の方に入ってくださいますので、事務局お願いいたします。

——（スーパーセンタートライアル久世橋店担当者入室）——

- 事務局 それでは自己紹介のあと、着席のままで結構ですのでご説明をお願いいたします。
- トライアル（古谷野） それではスーパーセンタートライアル久世橋店の届出者説明をさせていただきます。まず先に出席者の紹介をさせていただきます。小売業者でございます株式会社トライアルカンパニーでございます。
- トライアル（森山） トライアルの店舗開発の森山です。よろしく申し上げます。
- トライアル（村岡） 同じくトライアルの店舗開発の村岡と申します。よろしく申し上げます。
- トライアル（古谷野） 立地法の手続を担当させていただきましたエスパシオコンサルタンの古谷野と申します。どうぞよろしく申し上げます。

それでは届出の内容につきまして、出店計画説明書に基づきましてご説明を私のほうからさせていただきます。よろしく申し上げます。大規模店舗の名称、所在地ですが、スーパーセンタートライアル久世橋店、南区吉祥院石原長田町でございます。設置者はキンキ商事株式会社、大阪府東大阪市の会社でございます。小売業者につきましては、株式会社トライアルカンパニー、福岡市東区の会社でございます。店舗面積は合計 1,438 平米、小売業者はトライアル単独でございます。変更する事項につきましては二点でございます。まず営業時間ですが、変更前が開店 9 時、閉店 21 時、変更後は開店 7 時、閉店 24 時にするものでございます。それに伴いまして駐車場を利用する時間帯につきましては、営業時間にプラス 30 分をとりまして、変更前が 8 時半から 21 時半、変更後は 6 時半から 0 時半とする計画でございます。なお、駐車場②、これは屋上の駐車場でございますが、これにつきましては夜間 22 時で閉鎖するものとして計画しております。

それでは計画書の 2 ページ目でございます。施設の配置に関する関係でございますが、建物敷地は 4,129 平米でございます。用途地域は工業地域となっております。あと図面のほうでもご説明いたしますが、周辺につきましては国道 171 号に 2 面を面しております。西側につきましては集合住宅とボウリング場、北側につきましては集合住宅が立地しているような状況でございます。建物は鉄骨造の地上 3 階建て、店舗は 1 階のみでございます。2 階と R 階が駐車場という構造でございます。店舗は平成 11 年に当初オープンしております。当時はコーナンというホームセンターが営業されておりました。その後トライアルに営業が替わったものでございます。

3 ページ目でございますが、小売業者は株式会社トライアルカンパニー。主な取扱商品として食品、家庭用品、衣料品、その他でございます。駐車場の関係につきまして、基本姿勢として、周辺道路への渋滞等の影響を回避するため、できる限り交差点から遠ざけた位置に出入口を確保しております。また駐車場は十分な収容台数を確保しております。指針によります必要駐車台数は 44 台、これに対しまして来客用の設置台数として 103 台の確保がございます。駐車場の収容台数（2）のところですが、駐車場①は建物の 2 階でございます。中ほどに図面が付いておりますが、図面 3 が 1 階の平面図、図面 4 が 2 階、図面 5 が屋上階でございますが、駐車場は図面 4 の 2 階部分 45 台、図面 5 の屋上部分 58 台、合計 103 台を確保しております。駐車場の出入口は図面 3「建物配置図及び 1 階平面図」をご確認いただきますと、図面上部右下の部分に出入口として 1 箇所確保しております。

4 ページ目でございますが、駐車場の台数の内訳といたしまして、身障者用の駐車マスを 2 階の駐車場に 1 台設置しております。それを含めまして合計 103 台でございます。なお記載がございませんが、別途、従業員用として 15 台分確保しております。駐車場の出入口にはブースやゲートの設置はございません。無料の駐車場でございます。交通整理員等の対応でございますが、現状では出入口付近や周辺道路へ与える影響は少ないと考えておりまして、配置は行っておりませんが、今後混雑が予想される場合におきましては適宜交通整理員を配置する計画をもっております。歩行者の安全、排気ガス等に対する対応でございますが、アイドリングストップ看板を駐車場内に設置しております。それから駐輪場につきまして説明いたします。駐輪場は図面 3「建物配置図」では左側、南側になりますが、こちらに 60 台設置しております。適宜従業員が整理整頓を行うような状況で確保しております。

5 ページ目、荷さばき施設の関係でございますが、荷さばきは建物の西側、図面の上方に 84 平米確保しております。同時作業可能台数は 4 トン車で 2 台分が可能として考えております。荷さばきを行う時間帯は 6 時から 22 時という昼間の時間帯に設定しております。6 ページ目にその荷さばきの搬入計画を示した表を記載しておりますが、主には 6 時から夕方 6 時頃には終わるような搬入を行っております。

6 ページ下段から騒音関係につきまして始まっておりますが、騒音の関係につきましては先ほどご説明しましたとおり、隣接の住居につきましては敷地の北側に 11 階建てのマンションがございます。7 ページ目、騒音予測の評価結果につきまして記載をしております。A から E という地点につきましては、資料のいちばん後ろのほうに騒音源及び予測地点配置図という図面を添付していると思います。敷地周囲につきまして A から E という地点を設定して予測を行っております。結果につきましては、当該地域は工業地域ということで、まず昼間の等価騒音レベル 60dB に対しまして、A 地点の 52.2 がいちばん高い値ですが、それぞれ下回ります。また夜間につきましては基準 50 に対して最大で 41.7 ということでこれも下回っております。次に夜間の最大値の予測の結果につきましては、規制基準 55dB に対しまして P 3 地点が 61.7dB ということで、これだけ超過しております。この P 3 地点というのは出入口の脇に置

いた地点でございます。店舗の敷地境界線上のものでございます。一方、こちらからいちばん近い予測地点Cという住居のある場所に離れますと46.7dBということで基準を下回る結果となっております。深夜早朝等の作業はございません。夜間に発生しますのは駐車場の音、冷凍機など機械関係の室外機の音でございます。

8ページ目に現状の店舗敷地境界における騒音レベルの調査結果を記載しております。昼間の等価騒音レベルは57.1dB、夜間の等価騒音レベルは53.0dBという状況の立地でございます。いちばん影響があるのは、やはり国道の道路騒音の影響が非常に高かったものでございます。

(4) BGM等の宣伝活動につきましては、ここでは「あり」ということで設定しております。2階、屋上でございますスピーカーから音が出た場合ということで設定はしておりますが、BGMにつきましては現状も今後につきましても緊急非常時を除きまして通常営業時には行わないような対応をとっております。

9ページ下段に移りまして、廃棄物の関係でございます。廃棄物保管施設につきましては建物の西側、荷さばきの付近でございますが、こちらに確保しております。15.72立米の確保でございます。これに対しまして指針の排出量の予測につきましては6.73立米ということで十分な保管容量を確保しております。

11ページ、配慮事項の関係につきまして現時点の施設維持運営に関する対策としまして、交通関係につきましては、駐車場出入口には明確な看板を設置し、スムーズな入庫が可能な形としております。また右折入庫防止看板を設置しております。出口につきましては停止線やミラーを設置しております。それから騒音対策につきましては、アイドリングストップの看板、設備機器は必要最小限の運転、荷さばき・廃棄物は早朝・深夜は行わない。BGMにつきましては先ほど申したとおり基本的には屋外では使っておりません。北側のマンションにつきまして現状高さ約4メートルの防音壁を設置しております。

12ページでございます。(2) 今回の変更による影響に対する配慮事項といたしまして、交通処理につきましては、今回営業時間の延長ということで、特に現状のピーク時間帯に来客が増加するということは想定しておりませんので、駐車台数としては問題がないものと考えております。

次に騒音対策につきましては、駐車場のスロープの2階部分の開口部ということで、図面の6番に立面図を記載しておりますが、その上から3つ目の西立面図に示しております。駐車場の車路の部分で開口部がございまして、こちらは住居側を向いているということから、騒音の影響等を考慮しまして閉鎖をしております。予測結果につきましては、等価騒音レベルは基準内にある、最大値につきましても住居立地場所につきましても基準内にあるということで、影響は軽微であろうと考えております。屋上駐車場につきましては、22時以降は閉鎖いたします。2階駐車場から屋上に上がるスロープの下の部分でカラーコーン等によりまして閉鎖をする。当然、店内にも22時以前より周知を行いまして、22時には屋上には駐車車両がないような対策をとりたいと考えております。

総菜加工等における排気口の稼働につきましては必要最小限ということで、特に深夜帯につきましてはそういった加工を行いませんので作業が終われば運転は停止するという対策をとってまいります。廃棄物も増加することが少ないと考えております。

12 ページから 13 ページは現状の車両の台数調査結果を示しております。駐車台数、中央付近に網かけがございますが、9 月の日曜日に行った調査結果ではピーク時間帯の台数は 50 台で、収容台数はゆとりのあるものであると確認をとっております。

最後、14 ページですが、中央の(2)の③防犯、青少年の非行防止の対策としまして、夜間営業を行うということにつきましては、従業員の巡回、営業時間終了後は敷地を施錠すること、駐車場①、2階の駐車場につきましては死角が一部あるということも含めまして、防犯カメラの設置を行っております。照明につきましてもやはり深夜営業となりますので、住戸外への照射を行わず、閉店後はすみやかに消灯するという対応を行ってまいります。

あとは図面関係でございますが、図面 1 は「広域見取図」でございます。最寄り駅は JR 西大路駅になっています。図面 2 は「周辺見取図」でございます。国道 171 号の石原交差点の角に立地した店舗でございます。図面 3 は「建物配置図」でございます。図面 4 は「2階平面図」、図面 5 は「屋上平面図」、図面 6 は「立面図」でございます。あと騒音資料を添付しておりますが、細かいデータ関係ですので先ほど結果をご説明した部分で省略させていただければと思います。計画の概要につきましては以上でございます。ありがとうございました。

●市川会長 それでは、ただ今の説明につきまして、委員の皆様方からご意見、ご質問をお願いしたいと思います。

●入江委員 教えていただきたいのですが、12 ページの騒音対策についてです。排気口 03、04 はどこに書いてありますか。

●トライアル（古谷野） 騒音資料の後ろのほうに「騒音源及び予測地点配置図（1階）」というのがございます。1階の騒音源を示した図面でございますが、わかりにくくて申し訳ございません。建物の西側、図面の上方でございますが、緑の四角が排気口でございます。この「換 03」、「換 04」と書いたもの、この二つがちょうど総菜の加工にあたるものでございまして、大型の排気口でございます。これが予測地点 A に近いということからこういった対策を書かせていただきました。

●入江委員 図面 6 の北側立面図の「排気口 3」、それとは違うのですか。

●トライアル（古谷野） 訂正いたします。これは同じものです。

●入江委員 「排気口」とは記載してなかったもので、違うのかなと思いました。

●トライアル（古谷野） 申し訳ございません。図面では換気の「換」になっていまして、文章では排気の「排」でございます。同じものでございます。

●宇野委員 事務局へお尋ねですけれど、審議会資料の現地写真は出店者さんお持ちですか。

●事務局 渡しております。

●宇野委員 それでは大きく分けて二点ございます。一つは、立面図の図面6と写真もお持ちだということで写真の14ページに⑥北というのがございますね。先ほど右折入庫についてはそれを抑止するというので、そういう案内もあるということですが、図面のサインとか写真を見ると、北から来ると、ここで右折してくださいというふうに読めるのですけれど、まずこのあたりはいかがでございますか。写真の位置が、私の解釈が間違っているのだったらあれですけれども、少なくとも図面6の立面図のこのデザイン、いちばん右端のところのサイン2面というのを見ると、Pと書いて右折というふうに読めます。

●トライアル（古谷野） おっしゃっている看板については、立面図に書いてございます右側の看板ですね。これは今、内容を変更するというので検討しているものでございます。写真には載っておりませんが、このフェンス沿いに右折禁止の看板を1箇所設置しておりまして、この看板の内容につきましてはまた改めて変更する計画でございます。

●宇野委員 その点よろしくをお願いします。私もこの道路を結構土日に使うのですが、相当数右折で入庫される方が、ひょっとしたら前の出店者の時代だったかもしれませんが、かなりありましたので、その点ご配慮をよろしくをお願いします。

あわせて、写真をお持ちだということなので、例えば③の写真をご覧くださいますと、171号を西から来て東へ入ると、これは左折常時可なのですね。なおかつ、それ以外の方向からも交通がかなりまいますので、かなりの交通が常に北へ向いて流れているという状況で、実は駐車場の位置が結構読み取りにくいのではないのかなと。写真がたまたまこう写っているからかもしれませんが、何がしたいかという、結構ここでブレーキを踏まれる方が多くございます。要は駐車場の位置が読み取りにくい、予見しにくいのではないかというところがございまして、その点もう少し駐車場の位置を明示いただくように、もちろん建物のデザインであるとか周りとの兼ね合いがあるかと思いますが、駐車場位置が予見しやすいような形にさせていただくということと、先ほどの右折がダメだということを明示的に示していただくということをお願いしたいと思います。

もう一つですが、説明会のなかで通学路というやりとりがございまして、そのなかで今回営業時間を朝に前倒しされるということもありますので、登校時間等の駐車場の出入口、あるいは荷さばき場等の運営についてどのようにお考えかという点についてお願いします。

●トライアル(森山) 当店舗のお客様が圧倒的に3時以降から夕方に多いということもあり、下校時間についての問題は少ないのかなと考えます。ただ、夕方に関しては、住民の方からも歩行者安全の声がありますので、地元説明会の前から歩道の出口にパトライトを付けまして、歩行者に対して車が出てきたことを知らせる表示をしています。なおかつ、地元からの要望では交通誘導員の配置を求められておりますので、下校時間を手始めに、配置については会社の承認をとっているという段階にあります。

●松井委員 今、説明会の話がありましたので、ここはカラーコーン等を付けようという話にはなっていないのですか。

●トライアル(古谷野) 国道のセンター延長にという意味ですか。その話は近々国道事務所さんのほうにわれわれのほうからも相談に行きたいと考えています。お店のほうとしてもそこは危険だというのは十分認識しておりますので、できる・できないというのはあるかと思いますが、それは検討していきたいと思っています。

●松井委員 音関係のことで何点かお伺いします。まずBGMをやめられるということを書かれていましたが、住民説明会で、今あるところで上にすき間があってそこから音が漏れてきているのではないかという意見がありましたが、あれはどこのことを指されているのでしょうか。

●トライアル(古谷野) 先ほどの私のご説明のなかで、立面図で閉鎖しますということに記載した部分でございしますが、2階のスロープから駐車場の部分でございします。

●松井委員 図6のところの色が濃くなった部分ですか。ここは完全に塞がってはいなくて上にすき間が空いているということですね。そうしたらお伺いしますが、計算が全部回折計算をされているのですが、開口部からの音の漏れというのは回折計算ではダメだということはお存じですか。

●トライアル(古谷野) 知っております。

●松井委員 そうしたらこれはどう判断させていただきますでしょうか。

●トライアル（古谷野） ここの回折をとらないパターンで、屋根もなし、壁もなしということで一旦計算はしております。それにつきましては、A地点、B地点がいちばん近い住居になりますので、この地点でクリアすることは確認をとっております。

●松井委員 22時以降はクリアしますか。

●トライアル（古谷野） 最大値ということで確認をしております。

●松井委員 A地点は高さは何メートルあるのか私は知りません。

●トライアル（古谷野） すみません。説明不足でございました。この建物の北面につきましては、スロープで上がってくるので、こちらにつきましては完全な壁として閉鎖しておりますので、これは壁として行っております。私が申しあげたのは、今回の変更による閉鎖をしますという立面図上で濃くなった部分、これが閉まってなくてもそれなりにあるということを確認した部分でございます。

●松井委員 いえ、計算方法を教えていただきたいと申しあげているのです。

●トライアル（古谷野） 回折はこの壁を北側、建物の1面のみとした形で検討を行いました。

●松井委員 まず地点Aの測定点の高さはどの高さになりますか。

●トライアル（古谷野） 地点Aの予測地点の高さは1.2メートルで予測しています。

●松井委員 ここは平屋ということでよろしいですか。

●トライアル（古谷野） そうです。

●松井委員 それでどうやって計算されたのですか。開口だと指摘されたのですよね。まったく距離のみだという計算ですか。距離減衰のみで22時以降もクリアできるという計算ですね。

●トライアル（古谷野） 申し訳ございません。ここにつきましては回折を入れています。

●松井委員 それは間違っているというのはご存じですね。開口部としてやらなければいけませんね。ということで申しあげますが、今出ているデータでは私は判断できません。さらにい

いますと、西立面図では右側の4つが全部開口部ですね。これも全部回折で計算されているみたいですが、5 dbB 落としていますが、音響計算としてはまったく間違っています。どうしたらいいでしょうか。

●トライアル（古谷野） 一旦回折なしという形での裸状態の検証をすべきと考えています。

●松井委員 そうするとたぶん地点Aで22時以降超えると思いますが、どうされますか。

●トライアル（古谷野） 屋内の反射効果を検証したうえで屋外における伝播という形での検証をしたいと思います。

●松井委員 そうするとちゃんと屋内の吸音率等を計算して入れて、開口部として計算をし直して、22時以降も地点Aにおいて下回るということを検証されるということですね。

●トライアル（古谷野） はい、そうです。

●松井委員 それと住民意見のなかで「上部が空いている」というのはどこが空いていますか。

●トライアル（古谷野） これは完全閉鎖のつもりでございましたが、消防の関係で排気が上に抜けなければいけないということで、立面図では完全に閉まっているように見えますが、多少斜めになっておりまして上の部分で約20センチ開口した斜めの板を張っているような状況でございます。

●松井委員 それは当然それを考慮した計算をされるということですね。

●トライアル（古谷野） はい、そういうことです。

●松井委員 もう一点あるのですが、荷さばきに関して、これも住民意見で、「午前6時からなのに午前4時にやっているじゃないか」という意見がありました。その一方で届出書の中では、午前6時にやるのは、「交通事情等により不定期に来ることがあることを考慮して」となっていて、えらく差がありますがこれはどう解釈すればよいのでしょうか。

●トライアル（古谷野） 荷さばきの営業時間帯につきましては、6時から18時頃と想定しております。まず6ページの※印で記載している「交通事情など云々」につきましては、基本

は 18 時で終わりますが、販売促進期や交通事情などにより不定期便は避けられないことから 22 時までやることもありますという意味でございます。

●松井委員 後半の 2 時間という意味ですね。

●トライアル（古谷野） 後半の 4 時間になります。

●松井委員 午前 6 時に荷さばきが入っているわけですが、住民の方は午前 6 時で全然かまわないう状態と解釈していいのですか。普通だったら寝ていると思います。

●トライアル（森山） 通常他店舗ですと午前 6 時台には軽トラックですが荷さばきしております。住民説明会ときには午前 4 時頃に入っていることもあるとの御意見をいただきましたので至急に当社の責任者が調査して現在はおしておりません。ただ午前 6 時以降は、正確な時間はわからないのですが、荷さばきは行っていると思います。

●松井委員 住民の方が早起きの方で午前 6 時に来てもらっても全然かまわないうのなら 6 時に荷さばきをされてもかまわないうのですけれど、統計的には 8 割ぐらいの方が寝ておられるのです。それを考えると、午前 6 時にすぐ横で荷さばきをされて大丈夫なのかなということで、そこは隣の方にご確認いただいてやっていただかないと、指針に午前 6 時からやっていると書いてあるからやっているのだという論理でされているとしか思えません。するとしても住民の許可をもらってやられるほうがいいのではないかと思います、どうお考えでしょうか。

●トライアル（古谷野） 予測地点 A につきましては、先ほど平屋と申しあげましたが実際は管理事務所でございます、届出の際は住居を想定しておりましたが、その後こちらのマンションの方々とお話をするなかで、こちらは住居ではないということは確認をとっておりまして、実際にいちばん近い住居は予測地点 E と北側の桂川ハイツ 1 号館になります。

●松井委員 住んでおられないということですね。そうしたら午前 4 時からやっているのではないかと苦情を言われたのはどこに住んでおられる方ですか。

●トライアル（古谷野） 言われた住民の方の特定はできておりませんが、実際に A 地点なり E 地点のほうからは、高いマンションでございますので見ることは十分できると思いますし、ベランダで耳を澄ませば聞こえる音もあったのかと思います。

●松井委員 それでは、先ほど開口部からの予測をされるということですので、もし西側に 20 センチすき間を空けておられるとすると、いちばん影響を受けるのは地点 B ではなくてもう少

し西側ですね。そこの部分にどれだけ、斜めにされているということはすべての音が全部そちらに行くように仕向けられるような壁を作っているということになりますので、それをちゃんとフォローしたうえで予測いただきたい。22 時以降大丈夫かどうか。今ですと音があるお部屋のほうにちょうど行くような形でたぶん壁がつくられているという状況ですので、少なくとも今出てきている計算結果ではまったくわからないというのが現状だと思います。

●トライアル（古谷野） 承知しました。

●市川会長 先ほど早朝のお話が出ましたが、変更後の店舗の閉店時間は 24 時で、大規模なお店でこういうのは少ないのですが、法律上はダメということではないのですけれど、24 時までお店を開けられるというのは何かお考えがあつてのことなのでしょうか。

●トライアル（森山） 私どもは福岡を起点に 100 店舗以上全国でやっています、そのほとんどが 24 時間営業です。関西ですと大阪の摂津南店、兵庫の武庫川店がありまして、24 時間営業をやっております。久世橋店におきましては 2 年前から検討をはじめましたが、去年の 10 月頃から、京都市における地域環境への取組みを拝見し、色々な意見もいただきましたので、まずは近隣の住民の方々からのご要望をお聞きしたところ、24 時間営業をやるにあたって、非常にハードルが高い、例えば騒音が心配であるとか、防犯上の問題があるとか、意見が噴出しました。店舗の裏手には大きなマンションがありますので、そちらの近隣の方々に配慮するとすれば、やはり 24 時間はこの場所では無理だという判断をいたしました。

今日現在においても夜の 10 時までしか営業していないのですが、何時までならばということで意見をいただいた中では、全員が 24 時間に反対という訳ではありませんでしたが、夜の 12 時の時間帯を超えともっと問題が大きくなるのではないかということで、とりあえず久世橋店においては夜間の 12 時から朝の 7 時までには営業をやめるという方針になりました。

●市川会長 調査されたデータに基づいて、住民の意見が例えばこれだけ多いとか、そういうことでお決めになったのですか。

●トライアル（森山） 私どもはそう考えました。

●市川会長 データをとっておられるということですか。結果、住民の方の賛成意見が結果的に多かった、12 時までやってよろしいという、そういうことでよろしいですか。

●トライアル（森山） 正確に申しますと、24 時間営業にはまだ問題があると考えている方が多かったということです。

- 市川会長 12時まではいいということだったのですか。

- トライアル（森山） 反対意見のなかにも12時までだったらいいという方が結構いらっしゃったと理解しております。

- 市川会長 これは数字で出ているのですか。

- トライアル（森山） 12時までの数字は特に出していません。24時間ということに対しては出ています。

- 市川会長 24時間はダメ、12時までならいいというのが例えば半分以上いらっしゃったということですか。

- トライアル（森山） アンケートをとったのは、24時間営業に対してのアンケートをとったところ、12時までという意見が多かったので、12時までということにいたしました。

- 市川会長 ということは、住民から12時までならOKということ調査されたわけではなくて、お店の判断で12時までだったらいけるだろうという、そういうご判断ですか。

- トライアル（森山） そうなります。

- 市川会長 他府県は別として、京都では大型店で12時までには少ないのはご存じですか。

- トライアル（森山） はい、存じております。

- 市川会長 京都で夜間遅く営業するにあたっては、やはりそれなりの準備と申しますか、住民の方の理解といったものがあつたうえで届出していただく必要があると思いますが、今のご説明ではその点が明確でないように聞こえますが。

- トライアル（森山） 御指摘のとおり12時でよいという明確なデータが今この場であるという訳ではないのですが、何度か住民の方々と連絡協議させていただく中では、半分以上の方は12時までならばというご意見であったかなと思っています。
- 松井委員 個人的な推測に聞こえます。この場では個人的な主観ととれる説明は訂正していただくのがいいと思います。

●市川会長 つまり 12 時までの時間延長に関する別途のアンケート等をされて、その結果、12 時までなら開けてもいいよという住民の声が多かったという訳ではないということですか。

●トライアル（森山） 正確にはそういうことになります。

●市川会長 住民の方々は 24 時間営業には反対ではある訳ですね。

●トライアル（森山） 24 時間に関するアンケートの集計結果を申しあげますと、賛成できないという方が 47.7%，24 時間がいいと思うという方は 33.5%，よいとも悪いとも言いがたいという方が 18.8%，という結果になっております。

●市川会長 アンケートの対象になったのは、マンションにいらっしゃる住民の方ですか。

●トライアル（森山） 桂川ハイツ 1 号館から 5 号館の 5 つの棟がありまして、サンプルとしては 450 戸です。

●市川会長 数としては問題ないですね。

●松井委員 1 号館だけでどうでしたか。

●トライアル（森山） 1 号館は、パーセントではなく数字でいいますと、よくないというのが 81 人、よいと思うのが 34 人、よくも悪くもどちらでもないというのが 19 人です。

●市川会長 12 時までの営業については、改めて何かご意見を伺う必要があるというふうにお考えですか。

●トライアル（森山） 先ほども申し上げましたとおり、現在でも営業時間は 22 時としています。22 時以降の深夜時間帯に営業するにあたりましては、住民の方々との話し合いを続けてその場での最終合意という納得した形がまとまれば、実施していくこととしております。

●石原委員 説明があったかもしれないのですが、地元説明会でいくつか質問が出て、それに対して「ひとまず持ち帰って回答する」という回答をされていて、これが回答されたのかどうかということと、どういう回答をされたかということをお聞かせ願えればということが一点です。

特に住民アンケートをとって、4 項目の要望が記載してあるということに対して、後日必ず

回答させていただくということですが、これは具体的にどういう要望があって、そのような回答をされたのか、あるいはされようとしているのかということをお聞かせいただけたらと思います。

●トリアル（森山） まずは、アンケートに関してでございますが、アンケートの4つの要望は、一つ目は、国道に面する出入口に対する安全対策をどうするのかということです。それにつきましては、右折禁止、子どもの飛び出し注意の看板を立てて、現在パトライトの設置までを指示し、なおかつ交通整理員を安全誘導のために配置する方針であります。二つ目は、夜間の騒音対策をどうするのかというものです。それにつきましては、22時以降の対策として防音壁の設置をいたしました。次に多かった意見として、三つ目は臭い対策です。油の臭いについての要望が多かったので、調査の上、適切な処理についてすでに実施途中にあります。四つ目は荷さばきです。先ほどもございましたが、荷さばきが早朝に入っているということで、実際に朝早く入っていた便がありましたので、それを止めたという次第です。

なお、地元説明会における「のちほど回答します」とお答えした件につきましては、とりあえずアンケートの4項目についての回答をさせていただいた後におきましても、引き続き回答を求められていますので、今現在も住民の方々とキャッチボールといえますか、やりとりを継続しております。

●市川会長 確認させていただきますが、今のお答えですと、資料の12ページの質問の5、6、7、8は、石原委員の今のご質問には入ってなかったと理解されていますか。

●トリアル（森山） 入っていると思います。

●市川会長 入っていますね。12ページの質問の5、6、7、8の「持ち帰り検討し、回答いたします」、これについての回答を求めたご質問だと思っております。

●トリアル（森山） 失礼しました。改めてご説明いたします。質問の5につきましては、カーブミラーは付け替え、かつパトライトを設置しました。出庫時の右折禁止の表示を付けて、警備の配置については近々この方針で行います。質問の6につきましては、平面駐車場には一般車両が入らないように一般車両禁止の看板を立てまして、駐輪場のラインは引きましたが、あと車両等のラインを消すなどの対策が残っております。質問の7に対しましては、まだ実施できておりませんが、指摘を受けておりますのは、出入口の照明のことであると理解しておりますので、近々電球を換えるということで対応してまいります。質問の8に関しましては、従業員の喫煙所の場所ということで、安全上場所がないためやむを得ず現状となっておりますが、その様子が住居の上のほうから見えるということなので、目にさわらない対策も含めて現在

検討中であります。

●松井委員 「マンション側なので移設してほしい」というのは、見える・見えないの話ではないように思うのですが、いかがですか。煙が来ないようにしてくれとってきたのですか。自分のところのベランダの向こうで吸われているから、そこで吸うなということをいわれているのでしょうか。

●トライアル（古谷野）煙もないとはいえませんが、一応ここは4メートルほどの壁がございまして、そのすき間に従業員さんの休憩場所があって、複数人いるとしゃべったりしている声が気になるというご意見であったと存じます。

●松井委員 煙ではなくて声なのですね。

●トライアル（古谷野）どちらかと言いますと私どもの知る限りでは、話声を気にされているのかなという印象を受けた場所でございます。

●松井委員 それは検討中ということですね。先ほど4項目のなかに騒音に関してあったということで回答された内容は、このページの上から2番目に書いてあることとまったく同じだったのですが、2番目に書いてあるのは科学的に間違っているのですけれど、それはどうされますか。普通は駐車場内では壁で吸収されないのですけれど。何か根拠をもってリアルタイムで回答されたのでしょうか。そのときはそう思われていたのですか。

●トライアル（古谷野） 私のほうで対応しました。

●松井委員 ちゃんと根拠をもっていわれたのですね。

●トライアル（古谷野） 直接向かう音は遮るという判断をさせていただいております。

●松井委員 「壁に当たり緩和されるので随分減少されます」と書いてあるのです。こういう根拠はお持ちなのですね。これは科学的に間違っているというのはご存じですか。

●トライアル（古谷野） 随分という部分がどの程度かという判断はできかねると存じます。

●松井委員 では知らないということですね。

- トライアル（古谷野） 多少なりとも下がると思いまして、回答させてもらいました。
- 松井委員 個人的な主観に基づいて回答したということですね。ちなみに、通常の壁ではほぼ吸収されません。にもかかわらず「随分減少されますので緩和されます」と答えた訳ですね。
- トライアル（古谷野） 先ほど申したように数値的に判断させていただきたいと存じます。
- 松井委員 それは住民をだましていることになりませんか。今度回答されるときには、「何の根拠もないのに、こう回答しました」と当然説明されることになる訳ですね。
- トライアル（古谷野） 数値と合わせてご報告をさせていただきたいと思います。
- 早瀬委員 防犯カメラはどこに書いてあるのですか。
- トライアル（古谷野） 先ほどの説明書のなかにもありました防犯カメラにつきましては、2階の駐車場の柱の死角の部分に防犯カメラが少なくとも1基はございます。それからあと店内は当然そういった物陰につきましては設置してございます。
- 早瀬委員 夜の12時まで営業されると防犯カメラが必要ではありませんか。
- トライアル（森山） 参考までに、屋上駐車場は夜間には閉鎖いたします。
- 早瀬委員 防犯カメラの有効距離は30メートルですね。1基で大丈夫ですか。
- トライアル（古谷野） 屋上駐車場は閉鎖するという形になりますけれど、2階の店舗風除室には少なくとも従業員が、例えばカートとか、ごみを散らかされないように、そういった形の巡回を行っております。その関係でエレベーターホールあたりにつきましてはある程度従業員の目が届いていると思います。それが届かない場所、要は駐車場の奥のほうとか、そういった部分にカメラを設置しているという状況でございますので、現状の形である程度は対策となっているかなと考えております。
- 早瀬委員 防犯カメラはある程度今後の証拠の関係もあるので、その時々々の安心安全も無視はできませんが、そういう面がありますから1基というのは少ないのところがいますか。
- トライアル（森山） 必要性についてはもう一度検討をします。今のところ死角のところには付いているのですが、それは2階の駐車場の見えないところになります。それで十分対応で

きるということで設置していると思うのですが、もしも不十分であれば増設を考えます。

●市川会長 防犯カメラについてはご検討いただくということですね。

それでは次に、現地調査の実施及び追加資料請求の有無についてお聞きいたします。現地調査につきましては各委員が各自で行かれるということにいたしまして、揃っての現地調査は行わないことにいたしますので、案内が必要な場合は事務局からの案内ということにさせていただきますと思います。

追加資料につきましては確認をしたいのですが。

●事務局 それでは事務局から確認のためにお尋ねをいたします。まず騒音の関係につきましては、回折減衰等の考え方について再考が必要だということで、もう一度計算をし直したうえで出し直すということが一点あったと存じます。それから住民とお話し合いをされていることがございますが、届出書では去年の11月に時間変更をされるとなっておりますが、実際はまだされておりません。そのことも含めまして、どういう対応をされているかについて今の段階でいえることを再度おまとめいただいご報告いただくということかなと存じます。それから防犯カメラの件につきましても、設置に関わってどうするかという話もございましたので、改めて説明していただきたいということかと思うのですが、いかがでしょうか。

●松井委員 音の関係ですけれども、6時から荷さばきをやられているということですので、6時からの荷さばきの音の最大騒音レベルを出していただきたいというのを一点追加でお願いしたいと思います。特にこの場所は周りにパチンコ店等に完全に囲まれた半分閉鎖空間みたいなところですから、それによってどうなるか、壁に当たって反射してきますので、そういうのを含めた形でどのくらいの最大値になるかというのを出していただきたいと思います。これまで住民から苦情がきているわけですから、追加でお願いします。

●事務局 以上でよろしゅうございますか。

●トライアル（古谷野） 承知しました。

●市川会長 それでは、スーパーセンタートライアル久世橋店の届出者からの説明はこれで終了いたします。ご担当者の方どうもご苦労様でした。

——（スーパーセンタートライアル久世橋店担当者退室）——

3 平成21年9月届出案件「ベルタウン吉祥院店（仮称）」に係る答申案検討

●市川会長 続きまして、議題3「平成21年9月届出案件 ベルタウン吉祥院店（仮称）」に係る答申案検討であります。前回の審議会で請求のありました資料につきまして事務局から説明を受けたいと思います。事務局お願いします。

●事務局 それでは事務局からご説明申し上げます。資料17ページをお開きください。前回の審議会におきましてご質問等をいただきました内容でございます。1番につきましては騒音の回折減衰量が小さいのではないかという話。それと測定地点についてさらに北側のほう、よりマンションに近いほうがどうなのかという話。それから屋上で発生する騒音についての対応はどうかという話でございました。まず建物の確認でございますが、北側の建物につきましては2階、3階が屋上駐車場になっておりまして屋根がございません、それに対しまして南側に延びております細長いところについては2階の駐車場も実は屋根がございません。当然囲まれた部分につきましては遮音壁がございまして、それで音を遮断する構造になっております。それを踏まえた上で音がどうかというご指摘をいただいたところでございます。

そうなりますと、北側の建物のなかに入ってきた車が南東のほうの細長いところの駐車場に出てまいりますと、まさにトンネル状のところから音が出てくるということになりますので、それに伴いまして回折減衰がどうかという話でございましたが、開口部では北側と南側のちょうど開いているところから音がどう抜けるかということになりますが、基本的には上に抜けていく話になってくるかと思えます。ただ、回折減衰量が正しいかどうかにつきましてはここに書いてあるとおりでございますが、改めてご指摘をいただきたいと存じます。

2番につきましては、さらに測定をし直したということでございますが、当然騒音の回折減衰量を高くとっているのがありますと、地点をずらしたとしても基本的には低く出るという話になってきますので、本当にこの値がどうかにつきましてもご確認いただければと存じます。

3番につきましては、2階駐車場や屋上の駐車場は、南側の長方形のところでございますが、地元説明会での質疑でもございましたが、本店舗は公共交通機関の活用を含めて交通の便が悪い場所に立地することもございまして、南側の駐車場の2階の屋根が開いているところに従業員用駐車場を設けることによって、できる限り来店客をこちらのほうに誘導しないという説明をしていたかと存じます。それを踏まえたうえで、北側の屋上駐車場をどう使うかという話でございますが、できるだけ夜の22時以降は屋上に出不いような、あるいは南側に出不いような誘導をしていきたいという形で報告をされているという状況でございます。

資料18ページでは、新たな測定地点を新たに示すと同時に、資料19ページでは開口部の場所で、図面ではブルーの線が引いてある箇所ですが、そのところからちょうど屋根がないところに抜けることを確認した内容となっております。以上でございます。

●市川会長 ただ今の内容を審議会で確認する必要があるということですか。

●事務局 今申し上げた内容をご確認いただければという考えでございます。開口部から音が出ることについての回折減衰量がこれで正しいのかどうかという関係の話と、それから夜間において音源の位置をどういう形で設定しているのかという考え方が正しいのかどうかということをご指摘いただいたうえで、再度、事業者を確認をしていきたいと思っておりますが、こういう形でよろしゅうございますか。本来であれば私どもで整理していかないといけない部分ではあるのは承知しておりますが、資料的に過不足がないのかどうかをご審議いただければというお願いでございます。

●松井委員 音に関するほうで私のほうの回答が遅れてご迷惑をかけて申し訳ございませんでした。今のお話からすると、長方形の部分は屋根がないのですか。

●事務局 屋根はございません。

●松井委員 だとすると、あの計算は全く変な計算結果が出ていたなと記憶しているのですが。

●事務局 事務局としましても、2階には屋根があると考えていたのですが、それを確認したところ、屋根がないという話でした。

●松井委員 そうしたら、これは使用禁止にしないと無理ですね。

●事務局 それでこのところは従業員の車をとめることによって、一般の方が入れないようにしたいという話があるのですが。

●松井委員 そうしたら従業員は遅くにここへ行くわけですから、もっと悪いのではないですか。誰もいなくなったあと音がするわけです。

●事務局 再度その部分につきましては利用方法を確認したいと思うのですが、この場でできるかどうかは私も回答できませんので、今のお話を承ったうえで事業者と話をして存じます。市川会長、申し訳ありませんが、今回は答申案という形で出させていただいているのですが、騒音の部分についての再度確認がございますので、改めて次回修正答申案という形で調整させていただいて、再度お諮りできればと考えますが、よろしいでしょうか。

●市川会長 そうしてください。

●事務局 ありがとうございます。それでは、再度騒音の部分は調整しまして、次回修正答申案という形で調整をさせていただきたいと思っております。事務局からのお願いでございますが、そ

の他につきまして、もしご指摘いただく部分がありましたら、事務局へご連絡をいただきましたら非常にありがたく存じます。

●市川会長 次回は答申案を修正して検討いただきたいと思います。

4 報告事項

●市川会長 それでは次に進めることにいたします。もう移動のタクシーが待っているようなので、時間がだいぶ押して4時すぎておりますけれども、議題4「報告事項」について事務局から説明をお願いします。

●事務局 引き続きご説明申しあげます。23ページの資料5でございます。これに平成22年2月24日に答申をいただきました、平成21年7月届出案件（仮称）京都ヨドバシビルでございます。3月10日に市の意見通知を行いました。これにつきましては、答申をそのまま踏まえて市意見なしということで、付帯意見という形で出しております。付帯意見の24ページのところで、(1)から(8)までにつきましては答申という形でいただきました内容をそのまま掲載しております。なお本件に関しましては、開店前の報告という部分もございまして、特に事業者に対しまして、開店時の店舗内駐車場閉鎖に伴う対応の内容、公共交通機関の利用促進策、交通整理員の最終配置人数を含めた配置誘導計画、地元対応についての事業者側の計画につきまして、まずは検討の途中経過ということで本年7月に一旦報告するように伝えたところでございます。開店ぎりぎりになって出すというよりも、事前の計画ということでどこまで検討したかということをご報告という形で求めております。それを改めてまたご報告をすることになるかと存じます。資料の25ページから29ページまでは市意見通知の写しでございます。

引き続きまして資料6でございます。これは毎回提出させていただいております「立地法に係る計画一覧」でございます。手続中の届出案件と今後の審議予定を掲載しております。今月の予定はございません。そうなりますと、11月、12月、1月、2月、3月と約5ヶ月間届出がないという状況が続くこととなります。

さらに続いてご報告申しあげます。今、席上に配付しておりますが、昨年9月の審議会におきまして報告する旨お伝えしておりましたロイヤルホームセンター京都横大路のBGM及び駐車場利用状況調査の報告でございます。これは別添資料という形で席上配付しておりますが、それをご覧いただきたいと思います。

調査報告としまして、野外BGMの関係ですが、利用実態ということで、使用時間帯は朝の6時50分から午後8時となっておりますが、業務連絡の回数がおよそ1時間に5回ということで、毎日稼働している状況でございます。ボリュームは1にしているということで、基本的には最大で1時間5回ですが、実際に確認したところ朝の時間についても耳にさわるような特に

大きな音を鳴らしてはいなかったと事務局として確認をしたところでございます。基本的には流している回数を減らすなかで音も小さくしているという状況でございます。騒音レベルの測定結果につきましては、12月28日の夜に調査されたところで、前回の報告よりも7dBほど落ちておりますが、ボリューム1で流しているという状況でこういう結果になったということでございます。今後もBGMについては、前回までのご指摘を受けて事業者としてもどうしてくかを考えているところでございますので、引き続きこれらの状況を踏まえた対応をされていくものと考えております。

裏面でございますが、駐車場の利用状況ということで同じく12月28日の利用実態を調査した結果でございます。その日のピーク時（11時台）の滞留台数は38台でしたが、駐車時間は概ね20分程度で、目的があって買ってすぐ帰るという状況であったということです。収容台数の関係でいうと、28日の数字からいきますと十分な台数があるということですが、調査日以外の年末年始の状況を調べたところ、年末年始の一部の日は総客数が上がっておりますが、あとは落ち着いた状態になっているということも含めまして、最大滞留台数が38台、それに最大客数日との比率を乗じて、収容総数の73台で間に合わないということは、現状から見る限りはないのかなという状況でございます。ただ、今後の運営につきまして、例えばお客さんが増えることによって73台でアップアップという状況になるようなことがありましたら、当然それは早い時点から対応して相談申しあげると申しておりますので、今の状況を踏まえつつ、変化がありましたら報告が来ると考えております。以上でございます。

●市川会長 事務局に確認しますが、最後のロイヤルホームセンター京都横大路の追加資料は、恩地委員にも了承をいただいていますか。

●事務局 了承いただいております。

●市川会長 ただ今の報告について、何かご質問がございますか。ないようでしたら次の議題に移ります。

5 その他

●市川会長 議題5「その他」です。何かございましたらご発言をお願いします。

●事務局 時間が超過して申し訳ございません。次回4月の審議会の日程でございますが、事前にお伝えいたしましたとおり、4月23日金曜日午前10時から、KKRくに荘4階大会議室で開催させていただきます。当日の議題は、本日届出者説明がありました（仮称）ジョーシン山科大塚店の答申案の検討、並びにスーパーセンタートライアル久世橋店に対しまして追加資

料の請求がございますのでこの資料に基づいた検討、並びにベルタウン吉祥院店につきまして騒音関係の件もでございますので、資料を受けたうえで松井副会長のご助言をいただいて修正答申案の検討をお願いしたいと思っております。よろしくご出席のほどお願いいたします。以上でございます。

●市川会長 繰り返します。当日の議題は、本日届出者説明がありました（仮称）ジョーシン山科大塚店及びスーパーセンタートライアル久世橋店の答申案検討、ベルタウン吉祥院店（仮称）の答申案検討を行います。

次回審議会におきまして、特に非公開とすべき部分もないように思われますので、公開したいと思います。次回審議会での出席機関につきましても、従来どおり指針の項目と関係の深い機関に出席をお願いしたいと思います。よろしゅうございますか。

——（異議なしの声）——

●市川会長 それでは次回は公開といたしまして、出席機関につきましても事務局のほうから関係機関の出席を求めてまいります。

閉 会

●市川会長 それでは、これもちまして第 105 回京都市大規模小売店舗立地審議会を終了いたします。長時間になりました誠に申し訳ありませんでした。ありがとうございました。